

春日井民商だより

N0.1283 2011. 7. 18
発行 春日井民主商工会
春日井市ことぶき町183
TEL 81-1482・FAX81-9756

7月11日に税務署の異動がありました

異動後にはじまる「税務調査」「収支内訳書の督促」などには毅然と対応しよう！

税務署の異動が7月11日にありました。例年、この異動のあとに「税務調査」が始まります。(近年、税務調査の始まりが早いのは異動前に調査先を「選定」し、異動後直ちに調査に着手するからといわれています) 税務署員の突然の訪問などには、「税務調査の心得十カ条」(自主計算パンフ(26P)参照のこと)にもとづいて冷静に対応しましょう。また「収支内訳書」の提出を督促する書面を送られてきます。「収支内訳書」についてはあとQ&Aで触れています。納税者の権利を守る立場で行動しましょう。

《税務署の「おたずね」も放置せずしっかり対処しよう》

税務署からは「申告内容について」「消費税の申告について」など文書で「おたずね」が来たとの連絡も入っています。税務署からの「おたずね」は税金納入の督促も含めて、放置せずしっかりと対処しましょう。まずは最寄りの役員、事務所まで連絡ください。

《問い 「収支内訳書」の提出は、いつから?》

答え 今から21年前の1984年3月に所得税法が改悪されて個人・白色申告者へ収支内訳書の提出が、法律で決められました。それ以前は、収支内訳書なるものは有りませんでした。白色申告の事業者は自ら計算した所得により所得税を申告納税していました。

《問い 「収支内訳書」提出強要のねらいは?》

答え 申告納税制度によって守られてきた納税者の諸権利を奪い、①税務当局の権限を強化すること、②大型間接税(消費税)導入の布石とするため、白色申告者の売上・経費を把握するねらいがありました。

《問い 提出しないと不利益は?》

答え 収支内訳書の提出が法律で決められました。しかし、民商や建設労働組合、税経新人会、弁護士会など広範な反対運動で、罰則を設けない単なる「訓示規定」(『注意を与える意味合い』で、義務規定のように守れない場合にペナルティーを課すものではありません)とさせたことにより、提出しない人も罰則や不利益な扱いは受けないことになっています。

いま重要なことは、白色申告者の記帳義務化をはじめ、納税者の権利を根こそぎ奪う「国税通則法」の大改悪が企まれていることであり、納税者の権利を守り「国税通則法改悪」を許さない大きな運動を作ってゆくことです。

7月26日～28日全国事務局員交流会が開かれます

上記日程で、2年に一度の全国事務局員交流会が今回は名古屋で開催されます。星野・太田とも参加しますので事務局は不在となります。相談等がある方は日程調整をお願いします。

商工新聞は通常どおり発行(27日到着)されますので、取りに来られる方は取りに来る前にご連絡をお願いします。

今月より会費が300円上がります ご理解とご協力をお願いします

先の春日井民商定期総会で3年前に決定して、実施を見合わせてきた会費の300円引き上げを実施することになりました。詳しくは「会費改定のお知らせ」をご覧ください。大変厳しい時期ですが皆様のご理解とご協力をお願いします。



引き続き東日本大震災支援募金にご協力ください！

今年も入荷しました！

食べてよし！ お遣いものでもOK
夏恒例！小豆島ラーメン好評発売中！

2000円 (1.8キロ入り)
(値段据え置きです)

好評につき追加注文しました。
数に限りがありますので希望の方は早めに予約してください。

15日までの会費集金にご協力をお願いします 会計 山崎 孝亀